

岡山県海面漁業調整規則（昭和40年岡山県規則第45号）第12条第1項の規定に基づき、許可をすべき知事許可漁業に関する制限措置を定めるとともに、その内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり公示する。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置

別表のとおり

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月20日から令和8年3月20日まで

別表

県名	漁業の名称及び漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関の 馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶等の数	漁業を営む者の資格
広島県	まきえ釣漁業 まきえ釣漁業	笠岡市六島、飛島地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	20	令和8年度広島・岡山連合海区入漁協定に参加している者であること
	ほこ突漁業 点火ほこ突漁業	笠岡市地先海面	1月1日から 6月30日まで 10月1日から 12月31日まで			21	
	はえなわ漁業 はえなわ漁業	倉敷市玉島番所鼻から下水島西端を見通す線以西の岡山県海面 (ただし、陸岸、島しょ部1,000メートルの周辺を除く。)	1月1日から 6月30日まで 9月1日から 12月31日まで			51	
	さし網漁業 さわら流網漁業	倉敷市玉島番所鼻から下水島西端を見通す線以西の岡山県海面	4月20日から 6月20日まで 9月1日から 11月30日まで			2	
	さし網漁業 罫さし網漁業	笠岡市神島鹿落鼻から高島汐口鼻、白石島仕切鼻、北木島町矢倉鼻と を順次結んだ線以西の海面と北木島町花面山鼻から梶子島北端を結ん だ線以北の岡山県海面 (ただし、つぼ網の周辺200メートルの海域は除く。)	1月1日から 12月31日まで			3	